

議案第 5 5 号

静岡市教育委員会事務分掌規則の改正について

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正しようとする規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 0 日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和 7 年度組織機構改正に伴う所要の改正を行うため。

静岡市教育委員会事務分掌規則の改正について

1 要旨

静岡市教育委員会事務分掌規則について、令和7年度組織機構の改正に伴い、所要の改正を行う。

（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1項の規定に基づく「静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の制定に伴う所掌事務の削除等を含む。）

2 令和7年度組織機構について

別紙 教育委員会組織機構図のとおり

3 規則改正内容について

公布文案及び新旧対照表のとおり

- （1）教育調整監を学校づくり推進監に名称変更する。
- （2）教育総務課 総務係を管理係に、調整係を総務係に名称変更する。
- （3）教育施設課を教育資産管理課に名称変更する。
- （4）教育施設課 建設整備係を削除する。
- （5）学校教育課 管理係を学びの多様化推進室に名称変更する。
- （6）教育総務課所掌事務より、「文化財の保護及びスポーツの振興に係る方針の決定に関すること。」、「自然の家及び」を削除する。

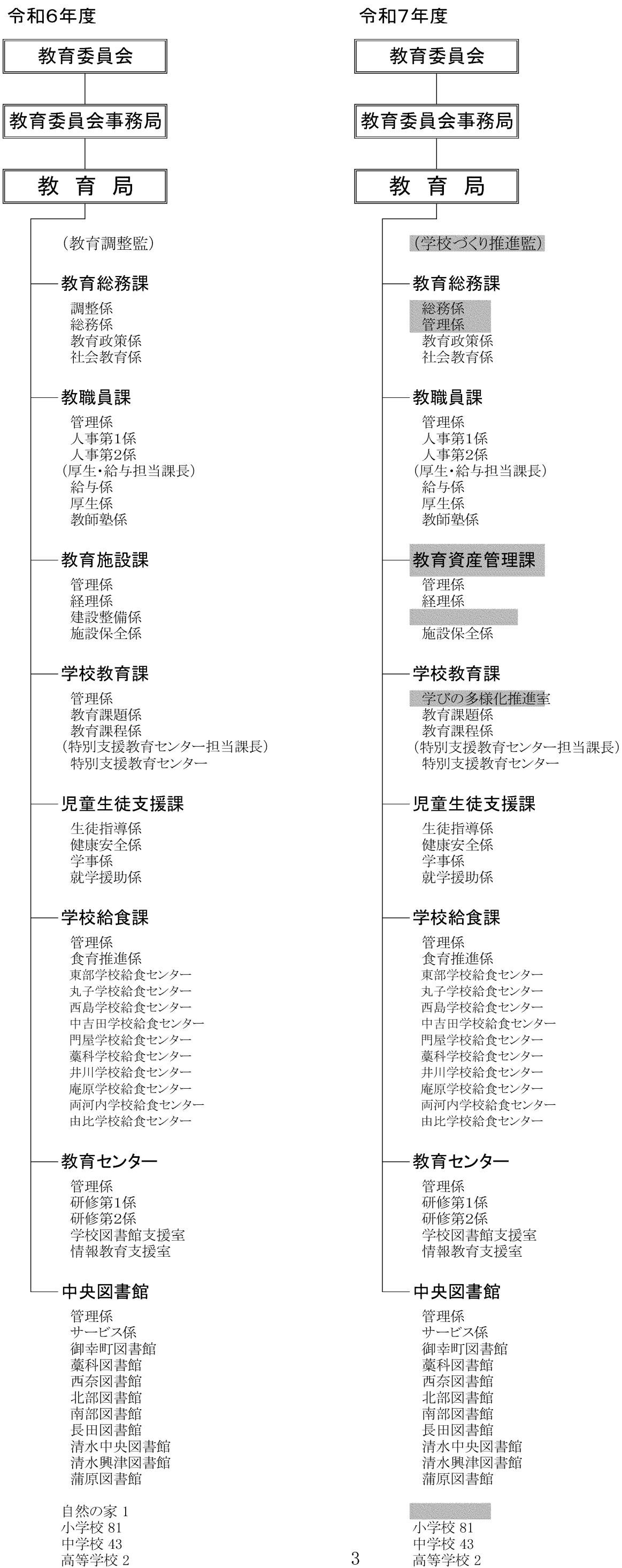
4 参考

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

次に掲げる事務の職務権限について、教育委員会から市長に移行することについて定めている。

- （1）博物館及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の設置、管理及び廃止に関すること。
- （2）スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）
- （3）文化に関すること（文化財の保護に関することを含む。）

静岡市組織機構図(教育委員会抜粋)



静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成17年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表以外の部分中「係」の次に「、室」を加え、同項の表中

「

課名	係又はセンター名
教育総務課	調整係 総務係 教育政策係 社会教育係

を」

「

課名	係、室又はセンター名
教育総務課	総務係 管理係 教育政策係 社会教育係

に、」

「

教育施設課	管理係 経理係 建設整備係 施設保全係
学校教育課	管理係 教育課題係 教育課程係 特別支援教育センター

を」

「

教育資産管理課	管理係 経理係 施設保全係
学校教育課	学びの多様化推進室 教育課題係 教育課程係 特別支援教育センター

に」

改める。

第3条教育総務課の所掌事務中(23)を削り、(24)を(23)とし、(25)を(24)とし、(26)

を（25）とし、同所掌事務（27）中「自然の家及び」を削り、同（27）を同所掌事務（26）とし、同所掌事務中（28）を（27）とし、（29）から（34）までを（28）から（33）までとする。

第3条教育施設課の所掌事務を教育資産管理課の所掌事務とする。

第6条第2項から第4項までの規定中「教育調整監」を「学校づくり推進監」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成17年静岡市教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正前	改正後
（事務局の内部組織） 第2条 （略） 2 教育局の下に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄に掲げる係____又はセンターを置く。 【別記1 参照】 （課の所掌事務） 第3条 前条第2項に規定する各課の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 （1）～（22） （略） <u>（23） 文化財の保護及びスポーツの振興に係る方針の決定に関すること。</u> <u>（24） 社会教育団体に関すること。</u> <u>（25） ユネスコ活動に関すること。</u> <u>（26） 博物館及び美術館に関すること。</u> <u>（27） 自然の家及び青少年研修センターに関すること。</u> <u>（28） 学校の統合に関すること。</u> <u>（29） 高校教育の指針に関すること。</u> <u>（30） 特別支援教育の指針に関すること。</u> <u>（31） 高等学校の管理指導に関すること。</u> <u>（32） 教育行政に係る相談に関すること。</u> <u>（33） 教育機関との連絡調整に関すること。</u> <u>（34） 教育局の庶務に関すること。</u> 教職員課 （略） 教育施設課 （1） 学校施設の計画及び整備に関すること。 （2） 学校施設の管理に関すること。 （3） 学校運営費に関すること。	（事務局の内部組織） 第2条 （略） 2 教育局の下に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄に掲げる係、<u>室</u>又はセンターを置く。 【別記1 参照】 （課の所掌事務） 第3条 前条第2項に規定する各課の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 （1）～（22） （略） <u>（23） 社会教育団体に関すること。</u> <u>（24） ユネスコ活動に関すること。</u> <u>（25） 博物館及び美術館に関すること。</u> <u>（26） 青少年研修センターに関すること。</u> <u>（27） 学校の統合に関すること。</u> <u>（28） 高校教育の指針に関すること。</u> <u>（29） 特別支援教育の指針に関すること。</u> <u>（30） 高等学校の管理指導に関すること。</u> <u>（31） 教育行政に係る相談に関すること。</u> <u>（32） 教育機関との連絡調整に関すること。</u> <u>（33） 教育局の庶務に関すること。</u> 教職員課 （略） 教育資産管理課 （1） 学校施設の計画及び整備に関すること。 （2） 学校施設の管理に関すること。 （3） 学校運営費に関すること。

(4) 教材、教具その他の設備の整備並びに物品の購入、管理及び処分に関する事。 (5) 学校用地の取得及び処分に関する事。 (6) 学校施設の目的外使用に関する事。 (7) 教職員住宅の管理に関する事。 学校教育課 (略) 児童生徒支援課 (略) 学校給食課 (略) (理事等) 第6条 (略) 2 前項に掲げるもののほか、教育政策について専門的な助言を行い、及び調整を図るため教育委員会が必要があると認めるときは、教育局に<u>教育調整監</u>を置くことができる。 3 <u>教育調整監</u>、理事、参与、担当課長、参事、主幹、副主幹及び主査は、職員のうちから教育委員会が命ずる。 4 <u>教育調整監</u>、理事、参与、担当課長、参事、主幹及び副主幹は、それぞれ上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属員があるときは、これを指揮監督する。 5 (略) _____ _____ _____	(4) 教材、教具その他の設備の整備並びに物品の購入、管理及び処分に関する事。 (5) 学校用地の取得及び処分に関する事。 (6) 学校施設の目的外使用に関する事。 (7) 教職員住宅の管理に関する事。 学校教育課 (略) 児童生徒支援課 (略) 学校給食課 (略) (理事等) 第6条 (略) 2 前項に掲げるもののほか、教育政策について専門的な助言を行い、及び調整を図るため教育委員会が必要であると認めるときは、教育局に<u>学校づくり推進監</u>を置くことができる。 3 <u>学校づくり推進監</u>、理事、参与、担当課長、参事、主幹、副主幹及び主査は、職員のうちから教育委員会が命ずる。 4 <u>学校づくり推進監</u>、理事、参与、担当課長、参事、主幹及び副主幹は、それぞれ上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属員があるときは、これを指揮監督する。 5 (略) 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
---	---

【別記1】

改正前

課名	係____又はセンター名
教育総務課	<u>調整係</u> <u>総務係</u> 教育政策係 社会教育係
教職員課	管理係 人事第1係 人事第2係 給与係 厚生係 教師塾係
教育施設課	管理係 経理係 <u>建設整備係</u> 施設保全係
学校教育課	<u>管理係</u> 教育課題係 教育課程係 特別支援教育センター
児童生徒支援課	生徒指導係 健康安全係 学事係 就学援助係
学校給食課	管理係 食育推進係

改正後

課名	係、 <u>室</u> 又はセンター名
教育総務課	<u>総務係</u> <u>管理係</u> 教育政策係 社会教育係
教職員課	管理係 人事第1係 人事第2係 給与係 厚生係 教師塾係
<u>教育資産管理課</u>	管理係 経理係 _____ 施設保全係
学校教育課	<u>学びの多様化推進室</u> 教育課題係 教育課程係 特別支援教育センター
児童生徒支援課	生徒指導係 健康安全係 学事係 就学援助係
学校給食課	管理係 食育推進係

議案第 5 6 号

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議の締結について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 7 の規定に基づき、静岡市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることについて、教育委員会と市長との協議が必要なため、その協議内容について、教育委員会の承認を得るとともに、協議書をもって協議を締結したい。

令和 7 年 3 月 1 0 日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 「静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の制定に伴い、補助執行していた事務の一部を規則から削除すること、及び組織機構改正に伴い、補助執行者名等の変更することから、所要の改正を行うものである。

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

1 要旨

本市では、「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」（以下、「補助執行規則」という。）により、教育委員会の権限の事務の一部を市長部局にて補助執行している。

令和 7 年度に向けて、補助執行規則を改正するにあたり、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、市長と協議が必要なため、その内容について承認をいただき、協議書を取り交わしたい。

2 根拠法令

□地方自治法第180条の7

教育委員会の権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、長の補助執行機関である職員等に補助執行させることができる。（別紙 関係法令参照）

3 規則改正の内容

（１）「静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の制定に伴い、これまで補助執行していた下記下線部の事務を市長が管理、執行するため、補助執行の規則から削除する。

①博物館及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の設置、管理及び廃止に関すること。

②スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）

③文化に関すること（文化財の保護に関するを含む。）

（２）組織機構改正に伴い、次の補助執行者名を修正する。

子ども未来局 → こども未来局

青少年育成課 → こども若者応援課

4 協議書案

別紙 協議書案のとおり

5 今後の手続き

令和 7 年 3 月 10 日

教育委員会臨時会で協議内容について審議

令和 7 年 3 月 10 日以降

市長（総務局総務課）へ協議依頼し、協議書の
取り交わし

令和 7 年 3 月 25 日

教育委員会定例会で規則改正について審議

令和 7 年 3 月 25 日以降

規則改正

補助執行させる事務の名称及び職員の一覧(令和6年度)

※網掛け部分は、特例条例の制定に伴い令和7年度より市長が管理及び執行するため、補助執行より削除するもの

※見え消ち部分は、組織機構改正に伴うもの

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関すること。	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 文化財に関すること。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及び文化財課の職員
3 文化財保護審議会に関すること。	
4 登呂博物館に関すること。	
5 登呂博物館協議会に関すること。	
6 史跡小島陣屋跡整備委員会及び史跡片山廃寺跡整備委員会に関すること。	
7 芹沢銈介美術館に関すること。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及び文化振興課の職員
8 芹沢銈介美術館協議会に関すること。	
9 スポーツ及びレクリエーションに関すること。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
10 スポーツ施設の管理(18に掲げるものを除く。)に関すること。	
11 学校体育施設等の利用に関すること。	
12 特別支援教育センター体育施設の利用に関すること。	
13 スポーツ推進委員に関すること。	
14 スポーツ推進審議会に関すること。	
15 青少年研修センターに関すること。	子ども未来局長、子ども未来局次長及び青少年育成課の職員
16 児童・生徒の教育相談に関すること。	
17 教育支援センターの管理に関すること。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
18 スポーツ施設の利用許可に関すること。	区長、副区長及び地域総務課の職員
19 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関すること。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
20 1から19までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関すること。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

協 議 書（案）

静岡市教育委員会（以下「甲」という。）と静岡市長（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく協議により、次のとおり、甲がその権限に属する事務の一部を、乙の補助機関たる職員をして補助執行させることについて合意した。

1 補助執行させる事務の名称及び乙の職員

次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、市民局、観光交流文化局、こども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる。

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 学校体育施設等の利用に関する事。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
3 特別支援教育センター体育施設の利用に関する事。	
4 青少年研修センターに関する事。	
5 児童・生徒の教育相談に関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
6 教育支援センターの管理に関する事。	
7 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
8 1から7までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

2 事務の専決

事務の専決は、静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）の規定を準用して処理するものとする。

3 施行日

令和7年4月1日

4 旧協議書の失効

この協議書の締結の日前に、甲・乙間において締結した地方自治法第180条の7の規定に基づく協議により締結した協議書は、この協議書の施行の日にその効力を失う。

5 定めのない事項等の処理

この協議書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協議の合意を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

静岡市教育委員会

甲 教 育 長 赤 堀 文 宣

乙 静 岡 市 長 難 波 喬 司

(参考) 関係法令

○地方自治法（抜粋）

第百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。